

# 県立高校生徒通学支援事業に関するQ & A

No.	質問項目	質問内容	回答内容
1	補助対象経費について	月によって定期券を使う場合と使わない場合がある場合、どちらで申請をすればよいのでしょうか。	補助対象経費の確認については、公共交通機関をご利用の場合、原則として定期券等の金額を基に行います。つきましては、現在、ご利用の公共交通機関の以下のいずれかをご準備の上、必要な手続きをお願いします。 ・定期券の写し ・領収書の写し ・定期券購入証明書等 支払った金額と利用期間がわかるものを基に必要な手続きをお願いします。
2	自家用車利用の認定について	申請対象の生徒以外の家族を他の学校等に送迎してからでない申請対象の生徒を送迎できない場合、全経路が認定されるのでしょうか。それとも自宅から直行する経路のみが補助対象となるのでしょうか。	全経路は認定するものではありません。申請対象の生徒を自宅から高校又は駅等まで送迎する際に、合理的で最適な経路の距離に応じた一定額を補助対象経費とします。
3	補助対象者について（交通用具）	この事業は車送迎やバイク通学も補助の対象となっていますが、家から学校までの全区間を保護者による車送迎やバイクによって通学している場合、補助の対象となりますか。（片道25km以上となれば対象となるのでしょうか。）	本事業はバイク通学与車送迎の両方を対象としており、距離に応じた一定額を通学費月額としています。 例えば、利用する交通手段が車送迎のみの場合、25km以上が2万円を超えていますが、補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てられるため、実際は30km以上が対象となり、それ未満は対象外となります。（バイク通学も同様です） また、車送迎以外にバスや電車等を利用している場合は、それらの通学費を合算して2万円を超えていれば、高等学校等就学支援金の対象者に限り、補助金支給の対象となる可能性があります。
4	領収書、定期券の写しについて	領収書、定期券の写しについて、全期間の写しを添付しなくてはならないのでしょうか。領収書の写しを紛失している等、証明書を取得できない可能性があります。証明書を入手できない期間は、どのような場合であっても申請は不可能なのでしょうか。	本事業の申請には、補助申請を行う期間に利用した定期券の写しや領収書の写しなど、通学費を証明するものが必須です。 また、事業者によっては、利用者から証明の申出があった場合、定期券（ICカード等含む）の履歴をもとに過去の購入証明を行うなどの対応が可能であることを確認しております。詳細については、各交通事業者へお問合せいただきますようお願いいたします。
5	補助対象者について（就学支援金関係）	今年度から臨時給付金制度も始まり、保護者の立場からすると、自分が就学支援金対象者なのか判断が難しいところがあります。就学支援金対象者であるかはどのようにして判断すればよいのでしょうか。	高等学校等就学支援金は、年収約910万円未満の世帯が対象の目安となりますが、対象者の決定は12月頃になる見込みのため、現在、高等学校等就学支援金に申請中の方は、通学支援事業に申請することができます。 なお、受給資格認定の通知により、高等学校等就学支援金の支給対象とならなかった場合は、通学支援事業の対象となりませんのでご注意ください。
6	補助対象経費について（往復で通学方法が異なる場合）	登校は片道分の定期券を購入しバスを利用し、下校は保護者の車で通学しています。補助対象経費をどのように算出すればよいのでしょうか。	定期が片道である場合は、定期代と車送迎にかかる費用を合算したものが補助対象経費となります。
7	申請基準について	学校までバスで往復する日と、車送迎により往復する日がある場合は、どちらで申請すればよいのでしょうか。多く利用している方で申請してよいのでしょうか。	通学手段が日によって異なる場合は、申請する月ごとに、最も多く利用している通常の手段の一つを選んで申請してください。
8	車送迎の通学月額について	自家用車等の使用距離は片道に対し、月額とありますが往復の費用と考えてよいのでしょうか。	車送迎及びバイク通学については、片道の使用距離を基に通学費月額を県で設定しています。
9	補助対象者について（交通用具）	補助金の交付を受けられるものは、公共交通機関、バイク、送迎を組み合わせる通学している生徒か、それとも公共交通機関のみ、バイクのみ、送迎のみの生徒も対象でしょうか。	補助金の交付対象は、公共交通機関、バイク、送迎を組み合わせる通学している生徒だけでなく、公共交通機関のみ、バイクのみ、または送迎のみで通学している生徒も対象となります。
10	定期券代等のひと月あたりの購入額の算出について	購入額、補助額を有効月数で割って算出した「ひと月あたり」の購入額とありますが、この有効月数とは具体的に何を指すのか、具体的に示してほしい。	有効月数とは、定期券の利用期間を月単位で表したもので、例えば、3か月定期券なら有効月数は3となります。複数月の定期券を利用している場合は、購入額を有効月数で割って算出した「ひと月あたり」の購入額を補助対象経費とします。 また、どの月を対象月とするかについては、例えば、4/6から7/5までの3か月定期券を購入した場合、対象月は以下のとおりです。 ・期間中に全日数が含まれる5月と6月 ・期間の最初の月と最後の月のうち、利用日数が多い月（この場合は4月）
11	バイク通学や車送迎の距離を示す添付書類について	バイク通学や車送迎を使用する場合は、使用する区間が表記された地図を添付するとありますが、Webサービス上の例えばGoogleマップ等でよいのでしょうか。また、その地図に記載されている距離をもって実費負担額を算出してよいのでしょうか。	Googleマップ等の地図アプリを用いて、通学距離が示された画面を印刷の上、ご提出ください。提出の際は、自宅から高校又は駅等までの送迎に通常使っている経路であること、また送迎に合理的と認められる最適経路にかかる距離であることを確認の上、提出をお願いします。